

事業名	職員福利厚生費		
細事業名	その他事業費(職員福利厚生費)	財務コード	151811
担当部課室	教育委員会	福利給与課	福利給付担当 (内線) 8102

事業の概要

実施期間	始期 S39 年度 ~ 終期 年度			
実施主体	県(直営)、補助(全国都道府県教育委員会福利厚生主管部課長協議会)			
事業の目的	<table border="1"> <tr> <td>だれ(何)を対象に 教育委員会が所掌する教育関係職員</td> <td>その対象をどのような状態にして 福利厚生行政について調査研究を行い、政策提言等している</td> <td>結果、何に結びつけるのか 教育関係職員の生活安定と福祉の向上</td> </tr> </table>	だれ(何)を対象に 教育委員会が所掌する教育関係職員	その対象をどのような状態にして 福利厚生行政について調査研究を行い、政策提言等している	結果、何に結びつけるのか 教育関係職員の生活安定と福祉の向上
だれ(何)を対象に 教育委員会が所掌する教育関係職員	その対象をどのような状態にして 福利厚生行政について調査研究を行い、政策提言等している	結果、何に結びつけるのか 教育関係職員の生活安定と福祉の向上		
事業の内容 主にH26年度	<p>全国都道府県教育委員会福利厚生主管部課長協議会(以下「全教福」と表記)は、都道府県教育委員会の福利厚生に関する事務を主管する部課長の職にある者で組織され、教育関係職員の生活安定と福祉の向上に資することを目的とする会である。</p> <p>教育関係職員の生活の安定と福祉の向上に資するためには、福利厚生行政について、連絡調整を図り、併せて全国にわたる共通的な事項に関し調査研究を実施して政策提言等を行う全教福に参加する必要がある。</p> <p>全教福の事業に必要な経費は、負担金等をもって支弁されるため、負担金を負担するものである。 負担金額は、基本額 + 組合員比例額で構成され、理事会で次年度の予算(案)について協議され、当年度の総会において承認の後、正式な予算となる。 ・山梨県のH26年度負担金は、25,000円 + (8,049人 × 3円) = 49,200円である。</p>			
根拠法令等	全教福規約			

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と 目標の実現度	25年度	26年度		27年度	28年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値	
活動指標	会議等の出席回数 ・協議会による総会	1回	1回	1回	1回	活動指標 目標設定の考え方 全教福の会員として規約に則り開催される総会、関東ブロック会議に参加した回数 データの出典等 総会資料
	・関東ブロック会議	1回	1回	1回	1回	
	活動指標達成率 (実績値 / 目標値)	100.0 %				
成果指標	成果指標達成率 (実績値 / 目標値)	%				成果指標 目標設定の考え方 データの出典等
	決算額又は予算額 (千円) うち一財額	3,435	3,354	3,331	3,304	
所要時間(直接分)	20 時間	20 時間	20 時間	20 時間		
所要時間(間接分)	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間		
所要時間計	20 時間	20 時間	20 時間	20 時間		
人件費コスト 単位:千円 (@2,048円 × 所要時間)	41	41	41	41		

これまでの事業の見直し・改善状況

--

活動量と成果の判断(平成26年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか (「活動指標の達成率」等から事業の活動量を判断)		
数値判定 H26年度 活動指標 の達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 数値判定と一次評価が異なる場合等に記載すること
b	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上) b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満) c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)
d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)

(2) 事業は意図した成果を上げているか (「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定 H26年度 成果指標 の達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 必ず記載すること 全教福に参加することにより、他県との意見交換、調査研究、公立学校共済組合への要望等を通じて、本県教育委員会の福利厚生業務の質の向上が図られ、教育関係職員の生活の安定と福祉の向上に資している。
	b	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上) b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満) c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満) d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)

見直しの必要性(平成28年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部局評価結果)		
見直しの必要性	説 明	以外の判断項目
無		

・「以外の判断項目」の欄
a: 目的の達成 b: 新たな課題への対応 c: 対象の変化 d: ニーズの変化 e: 法律・制度の改正 f: 民間等実施 g: 市町村等へ移管 h: 外部委託
i: 経費節減 j: 類似事業と統合・連携 k: 所要時間の縮減 l: プロセスの改善 m: その他

二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説 明	以外の判断項目

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする

見直しの方向(平成28年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等 「見直しの必要性」と「見直しの方向」が異なる場合は、その理由も記載すること
現行どおり	

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること
・見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること